

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 令和3年3月25日（木）14:00～14:36
- 2 場所 永田町合同庁舎1階第1共用会議室等（オンライン会議）
- 3 出席
 - <WG委員>
 - 座長 八田 達夫 アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授
 - 委員 本間 正義 西南学院大学経済学部教授
 - 委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授
 - <関係省庁>
 - 近江 愛子 法務省出入国在留管理庁政策課長
 - <事務局>
 - 眞鍋 純 内閣府地方創生推進事務局長
 - 山西 雅一郎 内閣府地方創生推進事務局次長
 - 佐藤 朋哉 内閣府地方創生推進事務局審議官
 - 黒田 紀幸 内閣府地方創生推進事務局参事官
 - 喜多 功彦 内閣府地方創生推進事務局参事官
 - 千野 貴彦 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業の全国展開について
 - 3 閉会
-

○黒田参事官 それでは、定刻になりましたので、国家戦略特区ワーキンググループを開催したいと思います。本日は法務省にお越しいただいております。

本日のテーマは、「海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業の全国展開について」ということでございます。

資料につきましては、事務局と法務省から御提出をいただいております。法務省から頂いている資料及び議事については、個別企業に関する部分については非公開ということをご伺っております。

○八田座長 分かりました。その部分は非公開ということで結構だと思います。

○近江課長 ありがとうございます。

○黒田参事官 それでは、資料と議事はそういう扱いにさせていただきたいと存じます。

それでは、本日の流れでございますが、まず、事務局から説明しまして、その後、出入国在留管理庁のほうに御説明いただくという流れで進めたいと思います。

それでは、八田先生、議事進行をよろしくお願いいたします。

○八田座長 改めてお忙しいところをお越しくさしまして、ありがとうございます。

この問題は、我々の要望としては、本年度中に決するということでしたので、今日お出でいただいたわけです。

最初に、事務局から御説明をお願いします。

○事務局 事務局のほうから御提出させていただいている資料について、御説明いたします。

まず、1ページでございます。「特例措置の全国展開に関する閣議決定」ということでございまして、特区の全国展開に関する規定を抜粋したというところでございます。

まず、基本方針でございますけれども、基本的な考え方といたしましては、規制の特例措置につきまして、その実施状況について適切な評価を行い、評価に基づき成果を全国に広げていくというのが必要であるということでございます。様々な規定がございますけれども、昨年7月の閣議決定いたしました成長戦略フォローアップにおきましても、特例の活用から一定期間が経過し、特段の弊害のない成果については全国展開に向けた検討を重点に進めるということが閣議決定しているというところでございます。本規定に基づきまして様々な規制の特例措置について、全国展開の検討を進めているというところでございます。

1ページ目をおめくりいただきまして2ページ目でございます。本日の議論の対象となります「海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業の概要」でございます。

この特例措置の内容につきましては、背景といたしまして、海外の大学を卒業された方が、日本の企業に就職するために、日本の企業で多く求められております日本語の能力、こういったものを身に付けるために、一旦、日本語教育機関に留学で来られるということがございまして、そういった方々が、日本語教育機関に在学する間に就職活動を行うのですけれども、なかなか在学期間に内定が得られないこともあるということございまして、そういった方々が卒業後も就職活動を継続したいというニーズがあったものですから、特区においては一定の要件のもと、卒業後も最大1年間の在留をお認めいただいたというところなんです。この特例につきましては、昨年2月に実現いただきましたところ、その翌3月には、早速提案者であります北九州市において区域計画が認定され、その後、千葉市、成田市、愛知県、そして、昨年12月に広島県の区域計画、合計5区域において御活用いただいているという状況でございます。

また、提案の背景にありますのは、右の図のように、元々海外の方のうち、日本で就職したいという方、色々ございますけれども、日本の大学や日本の専門学校に来られる方も

おったところ、そういった方々については、日本の大学卒業あるいは専門学校卒業後に一定の要件を満たせば就職活動のための在留資格が付与されていたところ、これを逆にしたパターン、海外の大学を出られた方、あるいは海外の専門学校を出られた方が、日本語を学ぶために日本語教育機関に留学され卒業した後に、就職活動のための在留資格がないということがございますので、こういったところで一定の要件のもと、認めていただいたという背景がございます。

続きまして、3ページ目に、本事業の流れでございます。国家戦略特区においてお認めいただいているということでございまして、関係自治体と日本語教育機関、そして、対象となる外国人留学生というのが関係の方々ということになります。まず、日本語教育機関であれば、自動的に認められるというものではなくて、必要な要件を満たすために、日本語教育機関の中で、この特例を活用したいと思っている方々は区域計画で認められている自治体に対して申請を行う必要がございます。そちらの要件につきましては、お手元の資料の中に6個の要件として記載させていただいているところでございます。

例えば一つ目でございます。直近3年間、日本語教育機関の告示基準に定められた適正校の通知を取得しているということがございます。

また、二つ目でございますけれども、通常、日本語教育機関におきましては、進学コースというのが一般的に多いのですけれども、やはり就職を目指している方々を対象にするということから、職業紹介事業の許可または届出あるいは就職を目的とするコースを設置している学校に限るということでございます。

その後も、色々な要件がございますけど、例えば、日本語教育機関の役割として、卒業した後も定期的に就職活動の状況について面談していただいて把握していただくというような役割を持っていただいているということ。

最後に、もし、この就職活動のために延長した期間内に就職が決まらなかったときには、留学生の帰国について指導いただくと、こういった役割を担っていただくということでございます。

こちらについて確認ができましたら、有効期間1年間の証明書を自治体のほうから日本語教育機関に発行いただきまして、必要な書類といたしましては、そういった書類のほか、学校側が外国人留学生に対する推薦状のようなものを出していただくと、こういったスキームになってございます。

この特例につきましては、もちろん日本語教育機関に在学している間に就職が決まれば、それはそちらでよいということでございまして、もし決まらなかった場合については、この特例を活用できるということですので、対象に限られるということでございますけれども、もし、これが卒業のときに内定が決まっていないということであれば、この図の④、⑤につきまして、最寄りの地方出入国在留管理局のほうに在留資格変更申請していただきまして、この要件が満たされれば、就職活動のための在留の許可は得られるということでございます。

その後は、日本語教育機関と定期的な面談をしていただきながら、就職決定、内定に向けて頑張っていただくというところでございます。

⑦～⑩については割愛いたしますけれども、関係自治体といたしましても、面談の報告を受けるだけではなくて、自治体独自で就職支援されている自治体もございますので、そういった事業の情報提供とか、日本語教育機関ともしっかり連携いただくというような様々な要件をやっているというところでございます。

続きまして、最初のほうに御説明いたしました4ページ目の、日本の大学等を卒業した後のスキームでございます。こちらについては全国一般制度でございますので、関係自治体の役割というのは特段ございません。また、要件につきましても、色々ございますけれども、推薦状の交付、もちろんこれだけではないのですけれども、大学の役割としては推薦状の交付というところだと理解しているところでございます。こちらにつきましても、一般的な制度においては最大で1年、就職活動をするための在留が認められているというところだと承知しているところでございます。

続きまして、5ページ目、本事業の進捗状況でございます。先ほども申しましたけれども、昨年2月に特例が創設されてから、五つの自治体で区域計画の認定がされているところでございます。この区域計画が認定された後は、各自治体の中にある日本語教育機関が申請いたしまして、確認書を交付するということになっていくのですけれども、これまで確認書の交付を受けた日本語教育機関は、下のほうに示しております10機関でございます。この10機関においては、この特例が活用できるという状態になるのですけれども、実際に在学中に就職が決まらなくて、この特例を活用して在留資格変更の申請いただいた方というのが4名いると把握しているところでございます。その4名のうち、就職先が決定したということで、2名御報告いただいております。その2名の方々が、現在、就職先の在留資格のほうに変更申請中と承知をしているというところでございます。こういった一定の実績については確認しているところでございます。

最後に、こういった実績がございますけれども、元々はこの特例につきましては、令和2年3月18日の国家戦略特区諮問会議におきまして、この全国展開につきましては、その運用状況を踏まえながら検討いたしまして、令和2年度中に結論を得ることとなっておりますので、私どものほうで承知している限りでは、大きな弊害というのはないのかなというところで考えてございますけれども、もし色々御懸念等がございまして、そういったものをしっかり対応していくということで考えておりますので、令和3年度、できるだけ早期に整理がつくのであれば、できるだけ早期に実現していくべきではないかと、このように考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、法務省から御説明をお願いします。

○近江課長 では、法務省の資料に基づきまして、説明いたします。

まず、制度の概要は、先ほど内閣府から御説明いただいたとおりでございます。活用実績もこれまで留学生4名の方がこれを活用されて、就職先が決まった方は2名という状況でございます。

一方、確認証明書の交付を受けられた日本語教育機関は10機関、全国にあるという状況でございます。実際受け入れられているのは、この10機関のうちの1機関でこの4名の方々が制度を使われたという状況になってございます。

我々としての懸念事項でございますけれども、実質的に、この内容につきまして、運用状況等を踏まえながら検討し、令和2年度中の結論を得るということになっておりますが、今のところ、まだ、この1年間で4名の実績であるということと、あと、2名の方につきましては、就職先が決定しなかったという状況もありますので、全国展開に当たる検討について、もう少したくさんの方々の方々の状況を見て検討を行えたらと考えております。

もう一つ懸念がございます。元々この要件としては適正校であるということが要件で、確認証明書を10機関に出していただいているところなのですが、これをもらった後に、適正校ではない旨の通知を受けた学校の取扱いというものが決まっていないうことでもあります、もう少し検討を継続したいというのが法務省の考えでございます。

以上です。

○八田座長 ありがとうございます。

今の御説明では、途中で非適正になる学校があった場合、それへの対処がまだ決まっていないうこと。それでどうしたらいいかということですが、これについて事務局で何かお考えはありますか。

○事務局 私どもも事務的に御相談させていただく中で、今すぐにできる運用といたしましては、この証明書の通知の中に、ただし書きといたしまして、非適正校の通知を受けた時点で効力を失うような、そういったことがあれば、運用上問題なくできるのではないかといいことは、これまで事務的にではありますけれども、お伝えはさせていただいたところでございます。もちろんそれでいいのかということところは議論があると思っておりますけれども、私どものほうでも運用の実態を確認して、御提案できるものは御提案しているところでございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、委員の方から御意見を伺います。

八代委員、どうぞ。

○八代委員 ありがとうございます。

法務省のほうから、10校で4人では少ないということなのですが、具体的にどれぐらい多ければいいというお考えでしょうか。まず、それをお聞きしたいと思います。

○近江課長 ありがとうございます。

特に人数というわけではないのですが、今、1年やってみて、そのうち半分の方々しか就職先が決定していないという状況でもあります。我々としては、どちらかと言いますと、

確認証明書を受けた後に適正校ではない旨の通知を受けた学校の取扱いを含め、このスキームでの日本語教育機関の要件を的確に確認する方法に関して、もう少し検討の時間が欲しいという意見を申し上げたところでございます。

ですから、何人だったらいいとか、そこまでの考えがあるわけではございませんが、4名では十分ではないのではないかとこのところでございます。

○八代委員 だけれども、それはかなり恣意的な規制で、4名では少ないけれども何名なら十分だと言えないといったら、常にダメと言えるわけで、まずそれが一つです。それから、適正校が非適正になるということは、まさにそれは今、事務局が言われたみたいに、非適正だと分かった時点で、それを取り消せばいいだけの話で、適正校として経営し続けられる学校にまでなぜこの道を閉ざすべきなのかということだと思えます。

それから、こういう規制の問題というのは、実際に使うか使わないかではなくて、使う可能性があるということが大事なわけですし、この制度を使うことが認められた学校のうち実際に使った学校は少なかったわけですが、他の使わなかった学校についても、そういう学生がいれば直ちにできたわけで、使わなければダメだということにはならないのではないかと。あくまで使える可能性ということが大事ではないかと思えます。

以上、意見です。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、本間委員、何かありますか。

○本間委員 ありがとうございます。

その懸念事項ですけれども、どう考えてもマイナーと言いますか、始めの4名のうち2名については就職が決定しなかったというのは結果論であって、経済状況だとか様々な周辺状況によるわけで、制度がそれによって問題だということには決してならない話だと思うのです。ですから、就職できようができませんが、とにかく就職活動ができるということが重要なのでありまして、結果論を持ち出されて、これはダメだというのはどうも納得ができないという気がするわけです。

それから、2ポツ目につきましても、事務局が説明されたような効力を失うという形にすればいいと思うのですが、否定するのではなくて、「こういう不備があるから、では、このようにしてはどうか」という法務省からの何らかの提言なり提案なり、そうすれば懸念が払拭するというような、もっとポジティブな御意見というか対応を期待したいと思いますので、是非前向きに検討していただきたいと思えます。

以上です。

○八田座長 ありがとうございます。

今のお二方の意見は共通するところがあると思うのですけれども、最初の点については、やはり、必要なときにこういう制度をいつでも使えるようにしておくことが非常に重要です。数が今のところ少なかったからといって、それは制度の問題なのではなくて、制度を用意してあることが重要だと思います。例えば、インド工科大学を出た非常に優れた学生

が日本に来るといふときに、就職のことを考えたならば、この制度がある場所のほうが有利なわけだ。これが全国展開されたら、その場所のことを考えずに、本当に一番行きたい、就職したいような地域で日本語学校に行けるとおもいますから、その可能性はやはり広げてあげたいというのが、我々みんなの思いだと思います。

それから、二番目の懸念については、年度の途中で適正校が適正校でなくなるということ、今はないとしても、将来的には起こり得るわけだ。したがって、特区制度の中にあらかじめそういう状況に対応する仕組みを作っておかなければいけないわけだよね。特に、適正校でなくなったときに、学生はどうするのかという問題があると思います。就職先を探しているとき、そういう事態に対する対処を、あらかじめきちんと決めなくてはならないと思います。

それは時間をかけて待っていたら決まるわけではありません。1か月か2か月とかの間にきちんと検討をして、そういう適正校でなくなる場合についての制度を整えるということ、これを条件に、本年度の検討で、その条件ができた後でこれを制度化するということが決められていいのではないかと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○近江課長 ありがとうございます。

八田座長がおっしゃったとおり、適正校ではない旨の通知を受けた後の学校の取扱いと外国人の留学生の方の位置付けというものを今後ちょっと整理させていただいて、また事務局と協議をさせていただければと思いますので、そこはまた御協力、お力添えを賜ればと思うのです。

○八田座長 それは期限を切ったほうがいいですよ。大体どのぐらいだったら決まりますか。

○近江課長 今は3月ですので、半年ぐらいで。

○八田座長 我々としては、できたらそういうことは考えられることなのだから、3月までに、まさにそこを検討していただきたかったのです。

○近江課長 申し訳ありません。

○八田座長 それを延ばすとなると、ちょっと半年は長過ぎるように思います。

○近江課長 そういたしましたら、夏前ぐらいのイメージで。

○八田座長 八代委員、どうですか。結構厳しい顔をしておられました。

○八代委員 1か月以内でも、そんな時間がかかる話なのですか。次の検討会とかは。

そうすると、夏前というのは3か月ということですね。

○近江課長 そうです。

○八代委員 3か月だったらやむを得ないかと気もしますけれども、どうでしょうか。その代わり、3か月以内には必ず結論を出していただくということではどうでしょうか。

○八田座長 本間委員、どうですか。

○本間委員 できれば連休前と言いたいところですがけれども、八代委員も妥協なさっていますので、是非3か月で結論を出していただくということをお約束していただければ結構

だと思えます。

○近江課長 分かりました。ありがとうございます。

○八田座長 それでは、法務省が御指摘になった一番の心配点は、やはり、途中で適正校でなくなった場合、それに対する対処の仕方を考えたいということでしたから、それを3か月以内にお考えいただいて、こういう制度とするということでもよろしくお願ひしたいと思えます。

○近江課長 はい。ありがとうございました。

○八田座長 事務局から、あとは何かありますか。

○事務局 御検討いただけるということでございますので、私ども、本当に出入国在留管理庁とは事務的に協議をしておりますし、今後も現場の実態、運用の実態については色々情報を共有させていただかないといけない立場でもございますし、まさに一緒になって御検討させていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○近江課長 分かりました。また協議をさせていただきます。ありがとうございます。

○八田座長 それでは、委員の方たち、よろしいでしょうか。

○本間委員 はい。結構です。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして、本日のワーキンググループを閉会したいと思います。どうもお忙しいところをありがとうございました。